

研 究 結 果 報 告 書

所属 中国文化大学
役職 准教授
氏名 黄 美恵

【研究テーマ】

帝国日本外地の国民統合－樺太植民統治体制の構築を中心に

【研究結果】

帝国の「枠組」で明治地方自治制と帝国の地域統合の全体像を探るために、内地、島嶼、内国植民地（北海道・沖縄）、外地（台湾・南樺太・朝鮮・南洋諸島）といった地域ごとに分けて検討すべきである。

本研究は帝国主義史における帝国の政治経済的統合視角からみる近代日本の地方自治の「植民地地方行政」への拡張をとりあげ、1905年日本領有から1943年「内地編入」にいたる樺太植民統治体制の構築過程において、樺太庁官制のほか、国家権力による地域（＝空間）の編成に焦点を当てて、樺太地方制度の構想と形成過程を明らかにすることを目的とした。そこで、樺太町村制、市制の成立を分析し、樺太地方制度の特質を明らかにした。さらに、植民地台湾との比較分析研究をも視野に入れつつ、帝国日本の外地統治体制の構築における「同時性」「異質性」「関係性」に絡み、「大日本帝国」の地域統合の実態と論理の追究を試みた。

日露戦争後、樺太では内務省下に樺太民政署を設置した。1907年になると、樺太庁官制が発令され、樺太庁による統治体制が確立された。内地からの移住者が増加するにつれて住民による自発的団体が組織され、公共事務の処理にあたった。1915年の勅令「樺太ノ郡町村編制ニ関スル件」により、樺太全体が17郡、4町58村に区画されたが、地理的な行政区画のみであった。1921年の「樺太ノ地方制度ニ関スル法律」並びに翌年の勅令「樺太町村制」に基づく地方制度改革により、法人としての町村が実現したが、「官治」的制度であった。続いて1929年の法律「樺太町村制」と勅令「樺太町村制施行令」に基づき、内地制度に準じた「自治」の性格を有する制度が導入された。さらに1943年の樺太の「内地編入」に伴い、前述の樺太町村制と樺太町村制施行令は同年6月の施行をもって廃止された。樺太の地方制度は明治地方自治制の延長線にあったが、「自治」段階に応じて設定された。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表（題名・発表者名・会議名・日時・場所等）

題名：「帝国日本外地の国民統合－樺太植民統治体制の構築を中心に」

発表者名：黄美恵

会議名：「2025 年日本文知国際シンポジウム並びに国際啄木学会台湾大会」

日時：2025年4月26日

場所：台湾・淡江大学

論文（題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等）

書籍（題名・著者名・出版社・発行時期等）